

## アメリカ昨今の法の執行状況に対する企業の備え

アダム・ゴールドバーグ、デヴィッド・オリウェンスタイン、トニー・フィリップス

- 米国連邦当局は近年、サイバーセキュリティ、AI、金融犯罪、汚職、通商制裁の分野で、ヘルスケア、テクノロジー、金融業界を標的とした企業取締りを強化しており、企業のサイバー関連ツール、AI、暗号資産の使用を特に注視しています。
- 企業が米連邦捜査のリスクを軽減する最も効果的な方法のひとつは、会社の規模、業務内容、洗練度に見合った有意義で効果的なコンプライアンス・プログラムを導入することです。
- 米国で事業を展開する日本企業や、米国の規制対象となる会社は、調査が始まる前に対応のプランを立てるべきです。最も重要なことは、経営陣が適切な方針を示すことです。

米司法省と米証券取引委員会 (SEC) は近年、サイバーセキュリティ、AI、金融犯罪、汚職、制裁、貿易管理などの分野で企業の取締りを強化しています。これは上場企業と非上場企業の双方に影響を及ぼし、これらの企業は取締役会とともに、ますます複雑化する法的義務やコンプライアンス義務に直面しています。

### SEC と司法省の優先事項

公けとなっているデータに基づくと、法執行当局が企業不祥事の取り締まりにますます積極的なアプローチをとっていることが確認できます。SEC は 2022 年に合計 40 億ドル以上の金銭的制裁を科しましたが、これは史上最高額でした。また 2023 年には内部告発者に総額 6 億ドルの報奨金を授与し、これも新たな記録を樹立しました。

司法省は、サイバーセキュリティ、AI、腐敗防止、制裁と通商管理を含む国家安全保障に引き続き執行努力と資源を集中する一方で、2024 年に独自の企業 [内部告発報奨金プログラム](#) を開始しました。

両機関の取り組みは様々な分野に及んでいますが、司法省と SEC は特にヘルスケア、テクノロジー、金融業界を対象としており、企業のサイバー関連ツール、AI、暗号資産の利用を特に厳しく監視しています。両機関はまた、個人の責任、積極的に強固なコンプライアンス、責任ある内部管理体制と自己開示、効果的な是正措置の重要性を強調するガイダンスを発表しました。

また、司法省と SEC の注目すべき法執行の傾向は以下の通りです：

- 個人の告発 - 司法省と SEC は、コンプライアンス担当役員、監査役、弁護士など、内部管理をする立場にある者の行為を積極的に調査しています。

- 報酬返還(クローバック)の増加 - サーベンス・オクスリー法第 304 条、規則 10D-1、および司法省の報酬パイロット・プログラム等により、企業や個人によって不正に取得された資金を、連邦政府が返却させることが可能です。
- 「スweep」の使用 - 連邦の規制当局は、ある違反行為が見つかり、「スweep」と呼ばれる手段を活用し、業界内で同種の違反行為がないかを広範囲に搜索するという執行措置を取っています。最近この「スweep」による執行措置では、オフ・チャンネル・コミュニケーション、上場企業のサイバーセキュリティ開示、内部告発問題を対象としています。

### コンプライアンス: 取締役会が知っておくべきこと

会社や取締役会が司法省や SEC の調査リスクを軽減する最も効果的な方法のひとつは、会社の規模や業務内容、洗練度に見合った有意義で効果的なコンプライアンス・プログラムを導入することです。

規制当局は、会社が机上の空論ではなく、実際に機能する強固なコンプライアンス・プログラムを持ち、経営陣と取締役がコンプライアンス努力の実施と監督において適切な役割を果たすことを期待しています。完璧なコンプライアンス・プログラムは存在しませんが、会社とその取締役会は、違反があったとしても、それが脆弱なコンプライアンス・プログラムによるものではなく、効果的なコンプライアンス・プログラムにもかかわらず発生してしまったと言える体制を確立する必要があります。

このための最重要事項は以下の通りです:

- コンプライアンス文化の促進 - コンプライアンス・プログラムは、不正行為を防止し、又不正行為が見つかった場合にはこれを是正するための真摯で誠実な努力を反映したものでなければなりません。企業は、取締役会の適切な関与のもと、トップから強い姿勢を示し、ミドルマネジメントによる強力なリーダーシップを取り入れ、不正行為が容認されないことを明確に示す必要があります。また、適切に取締役会が関与することが求められます。
- 積極的であること - 企業は、企業の不祥事を未然に防ぐための真摯な努力をすべきです。取締役会は、コンプライアンス・プログラムの長所と短所を理解した上で、当局の調査に至った場合には、自社のコンプライアンス・プログラムを擁護する必要があります。
- 規模を考慮 - 洗練された企業には高度なコンプライアンス・プログラムが期待されていますが、中小企業もコンプライアンスを無視してはいけません。完璧さが企業のコンプライアンス・プログラムの評価基準ではありませんが、努力を怠ることは、コンプライアンスを軽視していると規制当局からみなされます。
- 問題点を発見し予防するための内部統制の構築、実施、監視 - 定期的なリスク評価は、特に洗練された企業や取締役会にとっては、もはや最低限必要なプロセスです。企業は、コンプライアンスに向けた合理的な行動計画を策定するために、該当するリスクの範囲と既存のリスク軽減措置の両方を特定し、調整し、評価する必要があります。
- 内部告発の迅速かつ徹底的な調査 - 政府への告発者の多くは、まず社内での内部告発を試みます。企業は、利害関係者が不祥事を報告できる安全な場を設け、不正行為の報告を受理し、調査し、是正することでフォローアップすべきです。

- コンプライアンスを全員の責任とする - 会社が抱える問題の兆候に気づくのは難しいかもしれませんが、一人で抱え込む必要はありません。社内のコンプライアンス・リーダーは、人事、情報システム、IT、内部監査、コーポレート・セキュリティ、財務などの管理部門のパートナーと協力し、定期的に確認し合うことが必要です。また、コンプライアンスへの取り組みについて、コンプライアンス・リーダーが取締役会に直接、定期的に報告することで、コンプライアンスに対する企業の真摯な姿勢を示すことができます。

最終的に、コンプライアンス文化は、特にリスク管理や企業資産、人材、収益の保護に関して、具体的なビジネス上の利益をもたらす基盤として機能します。強固なコンプライアンス文化の導入は困難であり、時間がかかりますが、コンプライアンスは、調査や罰則のリスクを軽減し、企業評価を高め、よく練られた効果的なコーポレート・ガバナンスを通じてより良い業務遂行を実現することで、最終的に企業の業績を向上させます。

### 調査: 取締役会が知っておくべきこと

強力なコンプライアンス・プログラムを策定しても、潜在的なリスクの懸念を抹消することはできません。問題が発生した場合は、迅速かつ効果的に対処しなければなりません。社内外の調査に対処する最善の方法は、問題が発生する前に計画を立てておくことです。

そのために、企業とその取締役会は、以下の推奨事項を事前対策として検討すべきです。:

- 調査を実施する者(内部監査または外部弁護士)およびこれを監督する者(ゼネラルカウンセル、取締役会、監査委員会)を特定するための調査に関する方針および手順を準備する
- 会社が、直面する課題に対応するための専門知識のアクセスを確保する
- 重要なデータに確実にアクセスできるようにし、文書保存規定に従って一貫して保管できるようにする
- 適切な役員保険に加入していることを確認する
- 規制当局や地元の FBI オフィスなどの執行当局との企業レベルの関係を構築する
- 会社のコンプライアンス・プログラムが、会社が直面するビジネスリスクを特定し、軽減するために合理的に設計されていること、および企業のコンプライアンス・チームが適切な人員、リソース、および独立性を有していることを確認する

会社は、大陪審や規制当局からの召喚状、自発的な情報提供要請、政府からの電話、現従業員、元従業員、または第三者からの内部告発、最悪の場合は捜査令状の到達によって、初めて潜在的な問題を知ることになるかもしれません。

政府からの照会や調査があった場合、企業や取締役はまず、他の要因の中でも特に以下の点を考慮する必要があります:

- 早期の協力が、より広範な調査を妨げるか、あるいは助長する可能性があるかどうかも含め、協力することが会社の最善の利益となるかどうか、またその程度はどの程度か
- 政府からのトーリング契約(捜査チームに追加の時間を与えるために時効を凍結するもの)に関わる要請にどのように対応するか

- 負担の大きい文書や情報提出要請にどのように対応するか
- 関連データおよび関係者のデータを自ら特定し、保存する方法
- 適用されるデータプライバシー法およびデータ保護法により、企業が規制当局とデータを共有する能力が制限される可能性があるかどうか
- 当局の調査に協力するための自社からの情報開示、インタビュー、調査証言のための時間配分の方法
- 役員または社員が独自の弁護士を雇うための支援が必要かどうか
- 政府関係者、関連会社、保険会社などの第三者とのコミュニケーションや情報送信により、秘匿特権放棄が生じる可能性があるかどうか

企業調査は、いったん開始されると急速に進展します。会社とその取締役は、適用される開示・報告義務、監査役への報告事項、取締役会への報告方法、違反の特定と停止方法、情報漏えいの抑制と対応方法、公開情報の管理方法などについて検討する必要があります。

効果的かつ効率的な調査を実施する上で直面する課題は非常に多くあります。しかし、最も大切なことは、調査などが発生する前に、強固なコンプライアンス・プログラムを構築し、上級管理職および中間管理職レベルで適切な方針を定め、定期的なリスク評価とコンプライアンス・プログラムの更新に取り組み、対応計画を策定することです。

このような措置を講じることで、企業とその取締役は、法的違反のリスクを軽減し、不利な立場ではなく、有利な立場から調査を開始することができるでしょう。

本稿の原文(英文)につきましては、[Preparing Boards and Companies for Today's Enforcement Environment](#) をご参照ください。

**本稿の内容に関する連絡先**

**Adam Goldberg**

[adam.goldberg@pillsburylaw.com](mailto:adam.goldberg@pillsburylaw.com)

**David Oliwenstein**

[david.oliwenstein@pillsburylaw.com](mailto:david.oliwenstein@pillsburylaw.com)

**Tony Phillips**

[tony.phillips@pillsburylaw.com](mailto:tony.phillips@pillsburylaw.com)

**奈良房永**（日本語版監修）

[fusae.nara@pillsburylaw.com](mailto:fusae.nara@pillsburylaw.com)

**東京オフィス連絡先**

**ジェフ・シュレップファー**（日本語対応可）

[jeff.schrepfer@pillsburylaw.com](mailto:jeff.schrepfer@pillsburylaw.com)

**サイモン・バレット**

[simon.barrett@pillsburylaw.com](mailto:simon.barrett@pillsburylaw.com)

**松下 オリビア**（日本語対応可）

[olivia.matsushita@pillsburylaw.com](mailto:olivia.matsushita@pillsburylaw.com)

**ニューヨークオフィス連絡先**

**秋山 真也**

[shinya.akiyama@pillsburylaw.com](mailto:shinya.akiyama@pillsburylaw.com)

**Legal Wire 配信に関するお問い合わせ**

**田中里美**

[satomi.tanaka@pillsburylaw.com](mailto:satomi.tanaka@pillsburylaw.com)

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2024 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.